

申請書類の記載要領

マイホーム新築融資申請書類の記載要領

平成18年度版

住宅金融公庫

目次

1	設計(変更)審査申請書のかきかた	2ページ
2	現場審査申請書のかきかた	5ページ
3	設計(変更)審査申請書及び現場審査申請書のかきかた (補足)	
(1)	共通事項	6ページ
(2)	設計審査申請書 (第三面)	6ページ
(3)	設計審査に関する通知書 (金融機関通知用)・(申請者通知用)	7ページ
	(中間時) 現場審査に関する通知書 (金融機関通知用)・(申請者通知用)	
	(竣工時) 現場審査に関する通知書 (金融機関通知用)・(申請者通知用)	
4	現場審査申請書付表 工事内容確認チェックシート (中間時・竣工時)の記載要領等	7ページ

※ 平成 17 年度版の書式を使用する場合にあっては、年度を朱書きで修正のうえ使用してください。

(注) 平成 18 年 4 月 1 日以降に借入申込みを行った住宅は、特別加算工事はご利用いただけません。平成 17 年度版の書式を使用する場合にあっては、特別加算工事は削除するなどし、誤って申請しないようご注意ください。

1 設計（変更）審査申請書のかきかた

○設計(変更)審査申請書は、この「かきかた」及び6ページの「かきかたの補足」をお読みのうえ記入してください。

なお、かきかたに不明の箇所がありましたら、公庫支店へお問い合わせください。

○太線枠内のみご記入ください。(※印のある欄については、申請者は記入しないでください。)
書類の記入ミスや記入漏れはトラブルや手戻りの原因になりますのでご注意ください。

最初の申請の場合は(変更)の文字を=線で消してください。また、構造種別、戸建型式、階数等の変更の際に行う設計変更申請の場合は+変更+としてください。

[住工第1号書式]

設計（変更）審査申請書（個人住宅）

平成 18 年度

（第一面）

公庫の定める建設基準、融資条件、手続等を了承し、下記のとおり設計（変更）審査を申請します。
なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。
受託地方公共団体等 殿

平成 年 月 日

申請者

郵便番号 〒()
 住所
 電話番号 ()-()-()
 氏名

印

申請日をご記入ください。

申請者欄は、借入申込書（申込本人控）の申込本人欄に記載されている氏名、現住所等を記入してください。

※印のある欄は記入しないでください。

※申込書（名称年月日及び番号）	※標準建設費の地域	※地方公共団体等受付欄	※「融資予約通知書」別添欄
平成 年 月 日 木造（耐久型）、準耐久（一般）、 準耐久（高性能）、耐久、 竹組耐久（耐久住宅）	特 甲 乙		
第 号		※審査員氏名	※整備簿記入別添欄
※備考欄			

㊦ 記入をはじめる前に、この第一面をはがしてください。
また、記入にあたっては、申請書類の記載要領をご覧ください。

記入にあたっては次の点にご注意ください。基準金利適用住宅及び割増融資工事等の内容は「融資予約通知書」と一致することが必要です。

- 基準金利適用住宅の場合は、該当するタイプの申請者記入欄に○を記入してください。
 - 融資額の加算を希望する工事（割増融資工事）を実施する場合、特別加算や超長期親子リレー返済等を実施する場合は、該当の申請者記入欄に○を記入してください。複数の工事等を実施する場合は該当の申請者記入欄全てに○を記入してください。また、その工事等の内容を（ ）に記入し、△印のある欄については該当する□欄をチェック（✓）してください。
 - 住まいひろがり特別融資（本人居住型・親族居住型）の場合は「1. 基準金利適用住宅」欄の記入の必要はありません。
 - 財形住宅単独建設資金の場合は記入の必要はありません。
- ※各割増融資工事の詳細内容については、公庫融資住宅基準書をご覧ください。

【住工事1号書式】

（第二面）

申請者
記入欄

申請内容
審査欄

※印のある欄は記入しないでください。

基準金利適用住宅及び割増融資工事等の内容		申請者 記入欄	申請内容 審査欄
1. 基準金利適用住宅	5 バリアフリータイプ ※新入居タイプ		適合
	6 省エネタイプ ※新入居タイプ		適合
2. 割増融資工事等	42 バリアフリー住宅工事		適合
	152 バリアフリー住宅工事 （高齢者等対応設備付）		適合
3. 省エネ型工事等	131 省エネ次世代型 （200V）		適合
	141 省エネ次世代型 （リットル付型）（400V）		適合
	153 省エネ開口部断熱 （200V）		適合
	163 省エネ開口部断熱 （リットル付型）（200V）		適合
4. 断熱工事等	154 省エネ開口部断熱 （400V）		適合
	164 省エネ開口部断熱 （リットル付型）（200V）		適合
5. 環境配慮型工事等	119 太陽光発電設備設置工事		適合
	156 省エネルギー型環境配慮型工事 （200V）		適合
6. 福祉施設設置工事等	159 福祉施設設置工事 （200V）		適合
	49 高齢者住宅工事（環境配慮型）		適合
7. 障がい者対応住宅工事等	50 障がい者対応住宅工事（低層型）		適合
	51 障がい者対応住宅工事（高層型）		適合
8. 経済圏対応住宅	17 経済圏対応住宅		適合
	12 二世代住宅工事		適合
9. 高齢者対応住宅工事	15 高齢者対応住宅工事		適合
	16 障害者対応住宅工事		適合
10. 障がい者等	47 障がい者等		適合
	161 住環境整備型		適合
11. 自然条件等対応型	101 自然条件等対応型 （200V）		適合
	102 自然条件等対応型 （200V）		適合
	103 自然条件等対応型 （200V）		適合
	104 自然条件等対応型 （200V）		適合
	105 自然条件等対応型 （200V）		適合
	106 自然条件等対応型 （200V）		適合
12. 地域木造住宅	111 地域木造住宅 （200V）		適合
	112 地域木造住宅 （200V）		適合
13. 基礎不凍型	113 基礎不凍型 （200V）		適合
	114 基礎不凍型 （200V）		適合
14. 歴史・文化継承型	115 歴史・文化継承型		適合
	116 歴史・文化継承型		適合

11. 超長期親子リレー、
と42. バリアフリーの融資額の加算を希望する場合は、両方の申請者記入欄に○を記入してください。

平成18年4月1日以降に借入申込みを行った住宅は、特別加算工事（12. 二世帯住宅工事、15. 高齢者同居住宅工事、16. 障害者同居住宅工事、地方公共団体施策住宅（101. 住環境整備型、111.～122. 自然条件等対応型、131. 地域木造住宅）はご利用いただけません。特別加算工事は併存するなどし、誤って申請しないようご注意ください。

注1：「高齢者等の居住のある層」には、新築時に高齢者がいない場合においては、若年、若者が高齢者となった場合に居住して頂くことが想定される層のある層を記入してください。

取扱金融機関名欄、融資申込受付年月日欄、住宅部分の床面積の上限欄*、敷地面積の制限欄*、構造欄は「融資予約通知書」と一致する必要があります。なお、住宅部分の床面積の上限欄及び敷地面積の制限欄については該当記号の□欄をチェックすると共に、「融資予約通知書」の敷地面積の制限欄に記入されている面積を申請書の敷地面積の制限欄の()内に記入してください。
*財形新築住宅建設資金単独融資、住まいがりがり特別融資(本人居住型)の場合は、「②住宅部分の床面積の上限」欄及び「③敷地面積の制限」欄の記入の必要はありません。

設計図書を作成した方の氏名又は名称及び電話番号を記入してください。

「借入申込書(申込本人控)」をご覧の上融資区分、融資種類の該当番号の□欄をチェックしてください。なお、記入にあたっては、次の点にご注意ください。

●融資区分欄は「借入申込書(申込本人控)」の「資金区分」欄をご覧の□欄を記入してください。

●融資種別欄は、財形住宅建設資金のみの場合は2をチェックし、それ以外の場合は1をチェックしてください。

●「5. 工法」欄については該当する番号の□欄をチェックし、プレハブ等の場合で設計登録住宅(公庫があらかじめ工法等について登録を行った住宅)である場合は、「設計登録住宅の場合」欄の「会社名」及び「承認番号」を記入してください。

●「5. 工法」欄で「7. 鉄骨造・RC造等」に該当する場合は、()内の構造についても該当する□欄をチェックしてください。

(住工第1号書式)

(第三面)

①設計者 氏名又は名称	電話番号	()-()-()
②住宅部分の床面積の上限	△□ 175㎡以下 □ 280㎡以下	
③敷地面積の制限	△□ 100㎡未満 □ 100㎡未満()	
④工 期	平成 年 月 日	
⑤取扱金融機関	支店	
1. 融資区分	△□ 1.一般 □ 2.住まいがりがり(建設期) □ 3.住まいがりがり(本人型)	
2. 融資種別	△□ 1.個人 □ 2.財形新築住宅建設資金のみ	
3. 申請者	フリガナ 氏名	
4. 建築の場所(地名地番)		
5. 工法	0. 電線管注法工法 1. 上記以外の工法 2. 設計登録住宅の場合 会社名	地番については、全ての地番を記入してください。
6. 融資申込受付年月日	平成 年 月 日	
7. 敷地面積		
8. 申請住宅等の規模		
9. 建設費(消費税込)		
10. 基準金利適用住宅		
11. 新増融資対象工事等		
12. 住宅性能表示制度の利用の有無		
13. 工事従業者		
14. 設計変更の内容又は連絡事項		

都市計画で定められた該当地域・地区の□欄をチェックし、その他の地域・地区が定められている場合は、その地域及び地区名を記入してください。

※印のある欄は記入しないでください。

平成18年4月1日以降に借入申込みを行った住宅は、特別加算工事(二世帯住宅工事、高齢者同居住宅工事、障害者同居住宅工事、地方公共団体施策住宅)をご利用いただけませんのでご注意ください。

設計変更審査を申請する場合には、設計変更の内容を記入してください。この場合は、あわせて変更に係る部分の図面を添付する必要があります。

3 公庫 設計審査申請書 (第三面)

申請住宅等の規模の申請者記入欄は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで記入してください。なお、記入にあたっては次の点にご注意ください。

- 敷地面積は、敷地面積の制限欄の面積区分と合致することが必要です。
 - 新築建築物の「a. 住宅部分」の床面積には、地下室(居住室、炊事室、便所、浴室を除く。)車庫、別棟の物置、バルコニーとして使用される住宅部分及び共同建ての住宅の共用部分の床面積は含まれません。
 - 「新築建築物の床面積」欄及び「既存建築物の床面積」欄については、6ページを参照しながら記入してください。
 - 「(a+0)の床面積」は、②住宅部分の床面積の上限欄の面積以下であることが必要です。
 - 「(c+2)の床面積」は、「(a+0)の床面積」以下であることが必要です。(財形新築住宅建設資金単独融資の場合は除く)
- 建設費については、請負契約書の請負契約金額(または工事の見積り予定額等)をもとに記入してください。なお、住宅部分の建設費については、上限が定められていますので、別冊「公庫融資住宅の設計から竣工まで」の「建設費についてのご注意等」をご覧ください。

2 現場審査申請書のかきかた

- 現場審査申請書（中間時）及び（竣工時）は、この「かきかた」及び6ページの「かきかたの補足」をお読みのうえご記入ください。
- 太線枠内のみご記入ください。（※印のある欄については、申請者は記入しないでください。）書類の記入ミスや記入漏れはトラブルや手戻りの原因になりますのでご注意ください。
- 第一面及び第二面については、設計（変更）審査申請書の第一面（2ページ）及び第二面（3ページ）を参照してください。

〔住工第8-1号書式〕 (第三面)

工事名称 所在地又は名称 電話番号
 再建又は
 新築
 施工種別

申請書
 申請年月日 平成 年 月 日 建物区分区分
 申請番号
 △ 二層 単戸建 △ 三層以上 △ 併設戸建 △ 併設戸建(一階)
 △ 併設戸建(二階) △ 併設戸建(三階)
 △ 併設戸建(四階) △ 併設戸建(五階) △ 併設戸建(六階)
 △ 併設戸建(七階) △ 併設戸建(八階) △ 併設戸建(九階)
 △ 併設戸建(十階) △ 併設戸建(十一階) △ 併設戸建(十二階)
 △ 併設戸建(十三階) △ 併設戸建(十四階) △ 併設戸建(十五階)

工事監理者(又は施工者)の氏名又は名称及び電話番号を記入してください。

申請住宅等の規模の申請者記入欄は、設計審査申請書と同じ要領で記入してください。また、面積に変更がある場合は、変更後の面積を記入してください。

※印のある欄は記入しないでください。

平成18年4月1日以降に借入申込を行った住宅は、特別加算工事(二世帯住宅工事、高齢者同居住宅工事、障害者同居住宅工事、地方公共団体定額住宅)はご利用いただけませんのでご注意ください。

建設費については、請負契約書の請負契約金額をもとに記入してください。なお、住宅部分の建設費については、上限が定められていますので、別番「公庫融資住宅の設計から竣工まで」の「建設費についてのご注意等」をご覧ください。

「18. 軽微な設計変更の内容または連絡事項」欄は、設計審査の変更申請を要さない軽微な設計の変更(構造種別、戸建型式、階数の変更、融資限度額の増額を伴う床面積の変更、新築融資工事の追加、基準金利適用住宅の追加またはタイプの変更以外の変更をいう。)についてその内容を記入してください。

なお、現場審査(竣工時)合格後は、敷地面積・床面積の変更などの建設計画の変更に係る手続きを行うことができませんのでご注意ください。

1. 申請書
 1. 申請書
 2. 建築費
 3. 建築費の内訳
 4. 建築費の内訳
 5. 建築費の内訳
 6. 建築費の内訳
 7. 建築費の内訳
 8. 建築費の内訳
 9. 建築費の内訳
 10. 建築費の内訳
 11. 建築費の内訳
 12. 建築費の内訳
 13. 建築費の内訳
 14. 建築費の内訳
 15. 建築費の内訳
 16. 建築費の内訳
 17. 建築費の内訳
 18. 建築費の内訳
 19. 建築費の内訳
 20. 建築費の内訳
 21. 建築費の内訳
 22. 建築費の内訳
 23. 建築費の内訳
 24. 建築費の内訳
 25. 建築費の内訳
 26. 建築費の内訳
 27. 建築費の内訳
 28. 建築費の内訳
 29. 建築費の内訳
 30. 建築費の内訳
 31. 建築費の内訳
 32. 建築費の内訳
 33. 建築費の内訳
 34. 建築費の内訳
 35. 建築費の内訳
 36. 建築費の内訳
 37. 建築費の内訳
 38. 建築費の内訳
 39. 建築費の内訳
 40. 建築費の内訳
 41. 建築費の内訳
 42. 建築費の内訳
 43. 建築費の内訳
 44. 建築費の内訳
 45. 建築費の内訳
 46. 建築費の内訳
 47. 建築費の内訳
 48. 建築費の内訳
 49. 建築費の内訳
 50. 建築費の内訳
 51. 建築費の内訳
 52. 建築費の内訳
 53. 建築費の内訳
 54. 建築費の内訳
 55. 建築費の内訳
 56. 建築費の内訳
 57. 建築費の内訳
 58. 建築費の内訳
 59. 建築費の内訳
 60. 建築費の内訳
 61. 建築費の内訳
 62. 建築費の内訳
 63. 建築費の内訳
 64. 建築費の内訳
 65. 建築費の内訳
 66. 建築費の内訳
 67. 建築費の内訳
 68. 建築費の内訳
 69. 建築費の内訳
 70. 建築費の内訳
 71. 建築費の内訳
 72. 建築費の内訳
 73. 建築費の内訳
 74. 建築費の内訳
 75. 建築費の内訳
 76. 建築費の内訳
 77. 建築費の内訳
 78. 建築費の内訳
 79. 建築費の内訳
 80. 建築費の内訳
 81. 建築費の内訳
 82. 建築費の内訳
 83. 建築費の内訳
 84. 建築費の内訳
 85. 建築費の内訳
 86. 建築費の内訳
 87. 建築費の内訳
 88. 建築費の内訳
 89. 建築費の内訳
 90. 建築費の内訳
 91. 建築費の内訳
 92. 建築費の内訳
 93. 建築費の内訳
 94. 建築費の内訳
 95. 建築費の内訳
 96. 建築費の内訳
 97. 建築費の内訳
 98. 建築費の内訳
 99. 建築費の内訳
 100. 建築費の内訳

3 設計(変更)審査申請書及び現場審査申請書のかきかた(補足)

(1) 共通事項

1. 設計審査申請書及び現場審査申請書は、1通作成してください。
2. 申請書は(第一面)から(第三面)まで記入のうえ申請してください。ただし、FD(フロッピーディスク)により設計審査の申請及び現場審査の申請を行う場合は(第一面)にFDを添付して申請してください。(第二面)及び(第三面)を提出する必要はありません。
3. △印の欄は、該当する□欄をチェック(✓)してください。(変更のない場合は、借入申込書の内容と一致させてください。)
4. 設計審査申請時の申請内容が、借入申込時の内容と異なるときは融資額の減額や高い融資金利となる場合がありますので、取扱金融機関に連絡し、あらかじめ変更の手続きを行ってください。借入申込時の申込内容については、「融資予約通知書」を参照してください。

(2) 設計(変更)審査申請書(第三面)

1. 第三面は複写式(3枚)になっておりますので、切り離さずに記入してください。
2. 「8. 申請住宅等の規模」欄について
 - (1) 「新築建物の床面積」欄の申請者記入欄には、下記に該当する部分の床面積(面積は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで)を記入してください。
 - Ⅰ 「a. 住宅部分」とは、「b. 車庫等」の部分を除いた住宅部分のことで。
 - Ⅱ 「b. 車庫等」とは、地下室(居住室、炊事室、便所、浴室等を除く。)及び住宅部分の専用使用に係る車庫、別棟の物置、建築基準法の床面積に算入されるバルコニー並びに共同建ての場合の共用部分(持分)のことで。
 - Ⅲ 「c. 非住宅(併用)」とは、住宅部分と一体として自己使用される店舗等(店舗等の使用に係る車庫を含む。以下同じ。)の部分のことで。
 - Ⅳ 「d. 非住宅(併存)」とは、住宅部分との間が開口部のない耐火構造または1時間準耐火構造の壁または床で完全に区画された非住宅部分及び別棟の非住宅部分のことで。なお、共同建ての場合は、申請住宅以外の住宅及びその共用部分(持分)の床面積もこの欄に記入してください。
 - (2) 「既存建物の床面積」欄の申請者記入欄には、申請敷地(建築確認の敷地の範囲と同一です。)内に下記に該当する既存建物があり、融資希望住宅の竣工後も残存させる場合にその構造および残存床面積(面積は小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで)を記入してください。(敷地分割を行い、既存建物が申請敷地内に存在しない場合は記入不要です。)
 - Ⅰ 「イ. 独立の住宅」とは、残存させる建物が親の住宅の場合等で住宅として独立機能(便所及び炊事室を有し独立した生活を営むことができる機能をいう。以下同じ。)を備えているもののことで。
 - Ⅱ 「ロ. 住宅の一部」とは、残存させる建物が居住室等で住宅としての独立機能を備えておらず「a. 住宅部分」と一体として使用するもののことで。この場合、「a. 住宅部分」と「ロ. 住宅の一部」の床面積の合計が「②住宅部分の床面積の上限」欄の面積以下であることが必要です。
 - Ⅲ 「ハ. 車庫等」とは、地下室(居住室、炊事室、便所、浴室等を除く。)及び住宅部分の専用使用に係る車庫、別棟の物置、バルコニー並びに共同建ての場合の共用部分(持分)のことで。
 - Ⅳ 「ニ. 非住宅(併用)」とは、住宅部分と一体として自己使用される店舗等の部分のことで。この場合、「c. 非住宅(併用)」と「ニ. 非住宅(併用)」の床面積の合計は、「a. 住宅部分」と「ロ. 住宅の一部」の床面積の合計の面積以下であることが必要です。なお、財形新築住宅建設

資金単独融資の場合は、この条件はかかりません。

V「ホ、非住宅（併存）」とは、住宅部分との間が開口部のない耐火構造または1時間準耐火構造の壁もしくは床で完全に区画された非住宅部分及び別棟の非住宅部分のことです。

3. 「9. 建設費」欄は、工事請負契約書等の請負契約金額（消費税を含む。ただし、工事請負契約をまだ締結していないときは、工事の見積予定額をいう。以下同じ。）をもとに記入してください。

(1) それぞれの床面積の区分に応じた建設費欄に振り分けて記入し、合計額が請負契約金額と一致するようにしてください。

(2) 「a. 住宅部分+b. 車庫等」の工事費（「公庫融資住宅の設計から竣工まで」22ページを参照）とは、床面積の区分が「a. 住宅部分」、「b. 車庫等」の部分に該当する工事費です。なお、非住宅がある場合は住宅部分の持分を記入してください。

(3) 「c. 非住宅（併用）」の工事費とは、床面積の区分が「c. 非住宅（併用）」の部分に該当する工事費です。

(4) 床面積の区分が「d. 非住宅（併存）」の部分に該当する工事費は、「上記以外の融資対象外工事費」の金額欄に記入してください。

(5) 住宅の建築工事を申請者自らが行う場合（工事施工業者に発注しない場合）は、材料費、労務費などの実際に要する費用を請負契約金額に読み替えて記入してください。

- (3) 設計審査に関する通知書（金融機関通知用）・（申請者通知用）
（中間時）現場審査に関する通知書（金融機関通知用）・（申請者通知用）
（竣工時）現場審査に関する通知書（金融機関通知用）・（申請者通知用）

各申請書（第三面）から複写されますので、記入の必要はありません。

4 現場審査申請書付表 工事内容確認チェックシート （中間時・竣工時）の記載要領等

1. 当書式の目的等について

当書式は、申請者（施主）及び工事監理者（建築士法に定める工事監理を行う方をいいます。以下同じ。）（工事監理者がいない場合は工事施工者）の両者が、予定した工事内容について適切に施工されているか自己チェックできるように、適合すべき基準等の概要を示したものです。（各基準の詳細については「公庫融資住宅基準集」でご確認ください。）

両者で工事内容を確認後、次のとおり記名・押印してください。

- (1) 工事監理者がある場合は、申請者と当該工事監理者が連名で記名・押印。
(2) 工事監理者がいない場合は、申請者と工事施工者（複数の場合は代表者）が連名で記名・押印。

2. 申請方法等について

設計登録住宅[®]の場合は（設計登録住宅用）、その他の場合は（一般用）を使用してください。

※設計登録住宅とは

同一の工法及び仕様により繰り返し供給される住宅について、予め公庫住宅等基礎基準及び関係諸規程に基づき審査を行い、設計図書に登録することが適当であると認めた住宅のことです。

(1) 中間時現場審査申請時

当書式（1部）を「工事内容確認チェックシート（中間時）」としたうえで、該当する工法で○印が付された項目のうち、中間時確認欄のチェック項目について着工から中間時現場審査申請までの間に確認し、確認できた項目をチェック（☑）して現場審査申請書（中間時）に添付してくださ

い。

(2) 竣工時現場審査申請時

当書式(1部)を「工事内容確認チェックシート(竣工時)」としたうえで、該当する工法で○印が付された項目のうち、竣工時確認欄のチェック項目について着工から竣工時現場審査申請までの間に確認し、確認できた項目をチェック(☑)して現場審査申請書(竣工時)に添付してください。

3. チェック項目等について

お申込みの内容に応じて、次表の「基準項目」の該当する内容(○印が付された項目)全てについてチェック(☑)してください。

- ・「□」の項目は該当する場合に必ずチェックしてください。
- ・「(□)」の項目は工事の進捗状況に応じて、申請時点までに現場で確認できる場合のみにチェックしてください。
- ・「-」の項目はチェックする必要はありません。

申込み内容等	基準項目
①全ての住宅	基礎基準(ただし、一戸建ての場合は「区画」のチェックは不要)
②基準金利適用住宅の場合	・①の項目 ・基準金利選択基準(「バリアフリー」または「省エネ」)の項目 ・「建売住宅」または「分譲住宅」の場合にあっては、基準金利共通基準(建売・分譲で基準金利適用を希望する場合のみ)の項目
③割増融資等を利用する場合	・①の項目 ・割増融資等基準の項目のうち希望している項目

4. 北海道地域について

- (1) 基礎の根入れ深さは、建設地域の凍結深度以上とする必要があります。なお、スカート断熱工法により凍結深度が低減される場合にあっては、低減後の凍結深度以上とすることができます。(「公庫融資住宅基準集」参照)
- (2) 住宅の構造、設備等については、北海道防凍住宅建設等促進法(昭和28年法律第64号)による技術基準を定めた省令(昭和28年大蔵・建設省令第2号)に適合させる必要があります。(「公庫融資住宅基準集」参照)
- (3) 木材乾燥・気密化工法(参照:木造住宅工事 仕様書〔分冊〕(北海道版)または枠組壁工法住宅工事 仕様書〔分冊〕(北海道版))により耐久性基準に適合する場合は、当チェックシートの耐久性基準の「柱の小径」または「外壁下地材料」の備考欄に「木乾」と記入してください。この場合、断熱・気密、暖房方式、換気方式、通気層工法の採用、乾燥材の使用等について別途基準があります。くわしくは、上記の仕様書(北海道版)を参照してください。

5. その他

- (1) 基礎断熱工法にあっては、基礎基準の「床下換気」は適用されませんので、「床下換気」のチェックを省略してください。また、この場合は「床下防湿」について別途基準がありますので、これに適合する必要があります。
- (2) 補強コンクリートブロック造については、チェックシートのRC造の基準項目を利用してください。

また、補強コンクリートブロック造で耐久性基準のチェックを行う場合は、「鉄筋のかぶり厚さ」の欄の基準項目及び基準の概要を「セメントの種類等」、「耐久性確保に有効なセメントの種類、コンクリートの水セメント比等とすること」と読み替えて使用してください。

- (3) 公庫が定める基準により難しい部分のある住宅であって、これらの基準に該当する住宅と同等以上

の性能を有すると公庫が認めたものについては、基準適用の除外を受けた基準項目についてのチェックは不要です。当該項目の備考欄に「適用外」と記入してください。